

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 承継の承認（第3条―第5条）

第3章 再認定（第6条―第13条）

第4章 建設業者の合併等に係る調整措置及び受注機会確保措置（第14条―第20条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号。以下「建設工事審査要綱」という。）第3条に基づき競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けた者（以下「建設業者」という。）又は測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号。以下「測量等審査要綱」という。）第3条に基づき資格の認定を受けた者（以下「測量業者等」という。）が、合併、会社分割、営業譲渡若しくは協業組合の設立（以下「合併等」という。）を行った場合又は会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合における入札参加資格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 格付 島根県建設工事入札参加者格付要領（平成13年3月31日付管発第585号島根県土木部長通知。以下「格付要領」という。）第5条の規定による格付をいう。
- (2) 格付対象業種 格付要領第2条に規定する業種をいう。
- (3) 再認定 従前の入札参加資格を取り消し、新たに入札参加資格を認定することをいう。
- (4) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。
- (5) 子会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する会社をいう。
- (6) 親会社 会社法第2条第4号に規定する会社をいう。

第2章 承継の承認

（承継の承認）

第3条 入札参加資格の承継をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、合併等により入札参加資格に係る営業の一切が移転したと認められ、既に第12条の規定に基づく再認定を受けた者については、この限りではない。

2 前項の承認は、入札参加資格の承継の承認を受けようとする者（以下「承継承認申請者」という。）が次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が、建設業者又は測量業者等（以下「有資格者」という。）

から承継者に移転したと認められること。

(2) 承継を希望する入札参加資格について、法令の規定による許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けていることが建設工事審査要綱第3条第1号又は測量等審査要綱第3条第1号に基づく認定の要件である場合には、承継の承認申請を行うに際して承継者が当該許可等を受けていること。

(3) 協業組合にあつては、組合員の2分の1以上が建設業者であること。

(4) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

（承継承認の申請手続）

第4条 承継承認申請者は、当該承継を希望する入札参加資格について、次に掲げる書類を建設工事等入札参加資格承継承認申請書（様式第1号）に添えて知事に申請しなければならない。

(1) 建設業者にあつては、建設業退職金共済事業加入証明書又は中小企業退職金共済事業加入証明書（勤労者退職金共済機構が定める書式に限る。）

(2) 被承継者が県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）以外であつて前条第2号に該当する場合は、当該承継を希望する業種又は業務に関する許可等の通知書の写し

(3) 前号に該当する業種又は業務に係る被承継者の許可等の取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印があるものに限る。）の写し（県内建設業者を除く。）

(4) 営業所一覧表（県内建設業者を除く。）

(5) 法人にあつては、登記事項証明書（県内建設業者を除く。）

(6) 営業譲渡契約書の写し（営業譲渡の場合に限る。）

(7) 合併契約書の写し（合併の場合に限る。）

(8) 分割契約書の写し（吸収分割の場合に限る。）

(9) 分割計画書の写し（新設分割の場合に限る。）

(10) 協業組合設立認可書の写し（協業組合の場合に限る。）

2 前項の規定により知事に提出する書類は、県内建設業者にあつては当該地域を所管する支庁長又は県土整備事務所長を経由して提出するものとする。

（承継承認の結果通知）

第5条 知事は、入札参加資格の承継承認の結果を承継承認申請者に通知するものとする。

第3章 再認定

（再認定の対象者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、再認定を受けることができる。

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた有資格者（以下「再建途上者」という。）

(2) 「合併等により新たに設立された会社等の資格審査の取扱いについて」の一部改正について（平成14年3月29日付国地契第69号国土交通省大臣官房地方課長通知）別紙記1に該当する有資格者（以下「合併者等」という。）

(3) 組合員の2分の1以上が建設業者である協業組合

(再認定申請手続)

第7条 前条の規定により再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、入札参加資格再認定申請書（様式第2号）により知事に再認定の申請をしなければならない。

（建設業者が提出する書類）

第8条 再認定申請者のうち建設業者にあつては、再認定の申請をする理由となる事実の発生した日（以下「基準日」という。）以後に作成した次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。ただし、当該申請者が合併者等の場合において再認定の申請前に既に第4条の規定に基づく申請を行っているときは、第1号に規定する書類以外の重複する書類については省略できる。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し（以下「経審総合評定値通知書」という。）
- (4) 経審総合評定値通知書の審査基準日において作成した工事経歴書
- (5) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の2別記様式第25号の6別紙2に準ずる様式により経審総合評定値通知書の審査基準日において作成した技術職員名簿
- (6) 再認定の申請をする理由となる事実の発生を証する書類として、再建途上者にあつては更生手続開始の決定書又は民事再生手続開始の決定書の写し、合併者等にあつては合併契約書、営業譲渡契約書、分割契約書又は分割計画書の写し
- (7) 委任状
- (8) 登記事項証明書及び定款の写し

2 再認定申請者が建設業者を構成員とする一般共同企業体である場合は、前項の規定にかかわらず、基準日以後に作成した次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。

- (1) 一般共同企業体入札参加資格審査申請書
- (2) 一般共同企業体協定書
- (3) 一般共同企業体経営事項審査表
- (4) 委任状
- (5) 合併等を行った構成員に係る経審総合評定値通知書

3 再認定申請者が協業組合である場合は、第1項の規定にかかわらず、基準日以後に作成した次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 協業組合定款
- (3) 協業組合経営事項審査表
- (4) 委任状
- (5) 協業組合の組合員に係る経審総合評定値通知書

(測量業者等が提出する書類)

第9条 再認定申請者のうち測量業者等にあつては、基準日以後に作成した次に掲げる書類を、知事に持参するものとする。ただし、当該申請者が合併者等の場合において再認定の申請前に既に第4条の規定に基づく申請を行っているときは、第1号に規定する書類以外の重複する書類については省略できるものとする。

- (1) 測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 島根県の各部局別発注に係る業務委託高内訳表
- (4) 業務経歴書
- (5) 技術者経歴書
- (6) 再認定の申請をする理由となる事実の発生を証する書類として、再建途上者にあつては更生手続開始の決定書又は民事再生手続開始の決定書の写し、合併者等にあつては合併契約書、営業譲渡契約書、分割契約書又は分割計画書の写し
- (7) 営業に関して必要とされる登録証明書又は登録通知書の写し
- (8) 委任状
- (9) 登記事項証明書及び定款の写し

(再建途上者が提出する書類)

第10条 再認定申請者のうち再建途上者にあつては、次に掲げる事項に関し参考となる資料を、第8条又は前条に掲げる書類に添えて提出するものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事又は業務の施工体制
- (3) 建設業者にあつては、下請業者、資材業者等との業務の協力状況及び建設業者にあつては、建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (4) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (5) 更生計画案又は再生計画案作成の方針（同計画認可の決定後においては、同計画の遂行状況）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書
- (7) その他知事が必要と認める資料

(総合点数の算定)

第11条 知事は、第4章に定める場合を除き、格付要領の規定により総合点数を算定する。

2 再建途上者について知事が必要と認めるときは、前条の規定により提出された資料の内容を勘案して、前項の規定により算定する総合点数についておおむね20パーセントの範囲内の点数を減じて算定することができる。

(再認定)

第12条 知事は、再認定の申請に対し、前条の規定により算定した総合点数を付与し、格付を設けている業種については格付を付して認定する。

2 知事は、必要があると認める場合は、前項の認定に当たってあらかじめ島根県建設工事等入札制度及び入札参加資格審査会に諮ることができる。

3 第1項の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から、その日以後最初の定期審査が実施される年度の3月31日までとする。

(再審査の結果通知等)

第13条 知事は、前条の規定により入札参加資格の再認定を行ったときは、入札参加資格再認定通知書(様式第3号又は様式第3号の2)により再認定申請者に通知するとともに、再認定申請者に係る従前の資格(合併者等にあつては、当該合併等を行う以前に認定を受けていた資格)を取り消さなければならない。

第4章 建設業者の合併等に係る調整措置及び受注機会確保措置

(調整措置及び確保措置の対象)

第14条 建設業者が合併等を行った場合における入札参加資格の調整措置(以下「調整措置」という。)及び受注機会の確保措置(以下「確保措置」という。)は、次に掲げる要件を満たす者(以下「調整措置対象者」という。)を対象として行う。

- (1) 県内に主たる営業所を有する2社以上の建設業者間で合併等を行った者であること。
- (2) 協業組合にあつては、格付の対象となる業種がそれぞれ組合員の2分の1以上あること。
- (3) 第4条の申請の日までの2年以内に島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(平成6年7月15日付管発第289号島根県土木部長通知)別表第2第1項から第6項まで又は第9項の規定により指名停止を受けていないこと。

2 調整措置は、合併の日から起算して5年を経過する日前に第18条の規定により申請した場合に限り行うものとする。

(調整措置)

第15条 格付要領第3条に規定する客観点数及び特別点数は、次の方法により算定し調整措置対象者に適用する。

- (1) 客観点数 経審総合評定値通知書に記載された総合評定値
- (2) 特別点数 合併等を行う前の各建設業者の点数の和を当該建設業者の数で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 前項各号の規定により算定された客観点数及び特別点数の和を調整措置対象者の総合点数とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を総合点数に乗じて得た数値を、当該総合点数に加算する。

(1) 合併等(協業組合の設立を除く。以下この号において同じ。)を行う前において格付けの対象となる業種がそれぞれ同一の等級又は直近の等級であり、かつ、親子会社による合併等でない場合

ア 平成22年度に合併等を行った場合

- (ア) 合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 10パーセント
- (イ) 合併等実施後4年度目 5パーセント

イ 平成23年度に合併等を行った場合

合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 10パーセント

(2) 協業組合の設立の場合

ア 平成22年度に協業組合を設立した場合

- (ア) 協同組合設立年度から協同組合設立3年度目まで 10パーセント

(イ) 協同組合設立後4年度目 5パーセント

イ 平成23年度に協業組合を設立した場合

設立年度から設立3年度目まで 10パーセント

(3) 前2号以外の合併等の場合

ア 平成22年度に合併等を行った場合

(ア) 合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 5パーセント

(イ) 合併等実施後4年度目 3パーセント

イ 平成23年度に合併等を行った場合

合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 5パーセント

3 調整措置対象者の格付は、前項の規定により加算した後の総合点数に基づき行うものとする。ただし、格付要領第5条の規定により格付される等級（以下「等級」という。）が合併等を行う前の建設業者のうち最も上位に格付されていた建設業者の等級より2等級以上上位になる場合であっても、当分の間、1等級上位の等級に格付するものとする。

（調整措置の例外）

第16条 知事は、合併等を行う前の建設業者のいずれかが県の発注した建設工事において適正な施工を確保していないと認められる場合には、前条に規定する調整措置を行わないものとする。

2 知事は、調整措置対象者が県の発注した建設工事において適正な施工を確保していないと認められる場合には、既に行った調整措置を取り消すものとする。

（受注機会の確保措置）

第17条 島根県建設工事入札参加者選定要領（平成15年3月31日付総発第538号総管発第747号管発第299号島根県総務部長農林水産部長土木部長通知。以下「選定要領」という。）第4条（第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により県が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者又は随意契約の相手方として調整措置対象者を選定するとき又は島根県建設工事一般競争入札執行要領（平成13年3月30日付管発第619号土木部長通知）により一般競争入札に参加（以下「入札参加」という。）させるときは、第15条の規定による調整措置により格付された調整措置対象者の等級（以下「調整措置済等級」という。）に基づき行うものとする。ただし、合併等を行う前の建設業者のうち1社以上が、調整措置対象者が格付された等級の直近下位又は2等級下位の等級に格付されていた場合には、調整措置対象者の等級の直近下位の等級に属する者が対象となる建設工事においても選定し、又は入札参加させることができる。

2 前項の規定による選定は、調整措置済等級に基づき、かつ、合併等を行う前の建設業者それぞれの施工金額及び受注金額の合計額を基準として、当該調整措置対象者の手持工事の状況並びに当該事業年度における指名及び受注の状況を判断し行うものとする。

3 合併等を行う前の建設業者のいずれかの主たる営業所を、合併等を行った後に建設業法に基づくその他の営業所とする場合は、当該営業所を主たる営業所とみなすことができる。

4 第1項及び第3項の規定は、合併等実施年度から合併等実施後5年度目までの間に行われる選定又は入札参加に限り適用する。

（調整措置の申請等）

第18条 調整措置対象者が調整措置を受けようとする場合は、建設業者の合併等に係る調整措置申請書（様式第4号）に経審総合評定値通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

（調整措置の結果の通知）

第19条 知事は、前条の規定により申請書が提出された場合において、第15条の規定により調整措置を行ったときは、直ちに、建設業者の合併等に係る調整措置結果通知書（様式第5号）により調整措置対象者に通知するとともに、合併等を行う前の各建設業者が当該合併等を行う以前に認定を受けていた対象業種の入札参加資格を取り消さなければならない。

（調整措置対象者）

第20条 合併等を行う前の建設業者に、第15条の調整措置又は第17条の受注機会の確保措置の適用を受けた者を含む場合は、当該合併等を行った者を調整措置対象者とししない。

附 則

- 1 この告示は、平成15年3月28日から施行し、平成14年11月19日以後の合併等による調整措置対象者について適用する。
- 2 建設業者の合併に係る調整措置及び受注機会確保措置の取扱要領（平成13年告示第275号。以下「旧措置要領」という。）は、廃止する。
- 3 平成14年11月19日前に、旧措置要領第4条の規定に基づき行われた調整措置については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成15年12月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第8条、第15条第1項及び第18条の規定は、平成16年3月1日以後に申請を行う経営事項審査について適用し、同日前に申請を行った経営事項審査については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

この告示は、平成17年3月18日から施行する。

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第15条の規定に基づき行われた調整措置については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

建設工事等入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

島根県知事様

承継人 所在地又は住所所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

被承継人 所在地又は住所所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

次のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

被承継人の許可・登録番号		
承継人の許可・登録番号		
承継人の許可(登録)の種類		
承継した 営業の種類	建設工事	
	測量業務等	
資格承継理由		

様式第2号（第7条関係）

入札参加資格再認定申請書

年 月 日

島根県知事様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

次の理由により、入札参加資格審査の再認定を申請します。

申請理由（該当するものに丸印をつける）

- 1 会社が合併等を行ったため
 - （1）商法に基づく合併を行ったため
合併した会社の入札参加資格の内容

合併後存続する会社の入札参加資格の内容
 - （2）商法に基づく営業譲渡を受けたため
営業譲渡した会社の入札参加資格の内容

営業譲渡を受けた会社の入札参加資格の内容
 - （3）商法に基づく会社分割を行ったため
会社分割に伴う入札参加資格の内容
- 2 会社更正法に基づく更生手続き開始の決定を受けたため
- 3 民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたため

所在地
商号又は名称
代表者

島根県知事



入札参加資格再認定通知書

年 月 日 付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり資格があると認定しました。
なお、現在認定している入札参加資格については、年 月 日付けで取り消します。

記

1 再認定の内容

業 種	客観点数	総合点数	格 付

2. 有効期限 年3月31日までとする。

所在地
商号又は名称
代表者

島根県知事



入札参加資格再認定通知書

年 月 日 付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり資格があると認定しました。
 なお、現在認定している入札参加資格については、年 月 日付けで取り消します。

記

1 再認定の内容

業務名		資格	業務名		資格
測 量	測量一般		土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	河川、砂防及び海岸	
	地図の調整			港湾及び空港	
	航空測量			電力土木	
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	建築一般		道 路		
	専 門	意匠		鉄 道	
		構造		上水道及び工業用水道	
		冷暖房		下 水 道	
		衛生		農 業 土 木	
		電気		森 林 土 木	
		建築積算		水 産 土 木	
		機械設備積算		造 園	
		電気設備積算		都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	
		調査		地 質	
地質調査			業 務	土質及び基礎	
補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	補償関連		鋼構造及びコンクリート		
	事業損失		ト ン ネ ル		
	営業補償・特殊補償		施 行 計 画 、 施 行 設 備 及 び 積 算		
	機械工作物		建 設 環 境		
	物件		建 設 機 械		
	土地評価		電 気 ・ 電 子		
	土地調査		そ の 他		

(注) 資格欄の○は資格有り、アルファベットは当該業種における等級である。

2 有効期限 年3月31日までとする。

様式第4号（第18条関係）

建設業者の合併等に係る調整措置申請書

年 月 日

島根県知事様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

印

年 月 日付けで下記のとおり合併等を行いましたので、調整措置を申請します。

記

1 合併等を行う前の会社名・所在地・建設業許可番号

区分	会社名	所在地	建設業許可番号
1			
2			
3			

2 合併等を行った後の新設会社の建設業許可番号（新設合併又は新設会社分割の場合のみ）

建設業許可番号	
---------	--

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者 様

島根県知事

印

建設業者の合併等に係る調整措置結果通知書

年 月 日付けで申請のあった調整措置については、下記の結果となりました。
なお、下記のとおり認定されている入札参加資格については、年 月 日付けで取り消します。

記

1 結果の内容

対象業種	総合点数	格付
土木一式工事		
建築一式工事		

2 取り消される入札参加資格

合併等を行う前の会社名	対象業種	総合点数	格付
	土木一式工事		
	土木一式工事		
	建築一式工事		
	建築一式工事		